

第69回国民体育大会における監督への 公認スポーツ指導者資格義務付けに係る取り扱いについて

監督については日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。
 なお、第69回大会における特例として、以下の者の取り扱いについて、各競技において下表のとおり定める。
 ・平成26年10月1日付の登録手続きを行う者（平成26年10月1日付認定予定者）

（平成25年12月12日現在）

競 技	取 り 扱 い	競 技	取 り 扱 い
陸上競技	○	馬術	○
水泳	×	フェンシング	○
サッカー	×	柔道	○
テニス	○	ソフトボール	×
ボート	○	バドミントン	×
ホッケー	○	弓道	×
ボクシング	○	ライフル射撃	×
バレーボール	○	剣道	○
体操	○	ラグビーフットボール	○
バスケットボール	○	山岳	○
レスリング	○	カヌー	○
セーリング	○	アーチェリー	○
ウェイトリフティング	○	空手道	○
ハンドボール	○	銃剣道	○
自転車	○	クレー射撃	○
ソフトテニス	○	なぎなた	×
卓球	○	ボウリング	×
軟式野球	○	ゴルフ	○
相撲	○		

○・・・公認スポーツ指導者資格を有する者と同等の者として扱う。